

「逗子市都市公園条例の一部改正」(案)に関するパブリックコメント実施結果について

使用料の減免制度に関するもの

整理番号	意見の概要	採否	採否の理由
1	減免処置廃止の件は、料金の面では遺憾ながら是とする所です。	□	ご理解いただきありがとうございます。
2	急激な減免廃止はやめてほしい。	▲	<p>行財政改革基本方針（2011年～2014年）の「受益者負担の適正化」の考え方の下、施設使用料（減免制度の原則廃止を含む）や一般廃棄物手数料等につき聖域を設けず検討することとなり、検討結果について、平成25年12月14日、「施設使用料等の見直しの考え方について」市民説明会を開催しております。</p> <p>今後の公共サービスのあり方として、選択的サービスを提供する場合、利用者に一定の負担をしていただかなければ、施設運営そのものに支障を来すような事態にもなりかねません。</p> <p>財政の健全化を図りつつ、安全かつ快適な状態で施設をご利用いただくために、皆様のご理解をお願いいたします。</p>
3	減免制度の廃止には絶対反対である。	▲	
4	負担増の幅を減らしてほしい（実質的な倍額ではなく、もう少し低廉に抑える、等）	▲	
5	減免廃止案はある意味仕方の無いこととは思いますが、市の共催事業に準じるような会員数を50名以上有するクラブチームには、何らかの減免制度を残してほしい。	▲	
6	毎週金曜に平均年齢65歳の者が20人～30人でテニスをしている。仲間とのコミュニケーション、老化防止に大変役立つ。年金生活者にとって減免制度の維持拡充をお願いしたい。	▲	
7	市が主催、もしくは共催・協賛する市民大会、三浦半島大会などは減免措置を適用してほしい。	□	
8	利用料金の「認定団体とその他」の区分のほかに、「各スポーツ協会」の区分を設け、協会が試合を開催する際の減免について優遇措置をしてほしい。	□	
9	体育協会に属するスポーツ協会は、年間を通して大会を開催している。一般の認定団体とは区別し、使用料を減免してほしい。	□	

予約方法に関するもの

整理番号	意見の概要	採否	採否の理由
1	抽選予約申し込みの仕方について、協会等が行う大会等については優先的に事前予約ができるようにしてほしい。	□	<p>年間事業計画の優先予約については、前記使用料の減免制度に関するもの7～9に対する回答と同じです。</p> <p>講習会の内、団体所属メンバーだけでなく、一般市民も参加できる企画については、一定の条件（日数、コマ数等）の下、指定管理者との共催事業として、優先予約及び50%減額できるよう調整中です。</p>
2	改正案備考4の「抽選予約申し込み」の仕方について、現在の方法（前年度の早い時期に各団体が年間計画を提出し、調整の上、利用予定を決定する）を維持してほしい。	□	

3	<p>協会の年間事業計画については、従来どおりの年間事前予約をお願いします。さもないと協会も所属クラブも、またそのクラブ員も、テニスの活動計画が立ちません。</p> <p>年間事業計画の内、市及び体育協会主催・テニス協会協力の諸行事は、継続して年間予約でコートの確保をお願いします。</p>	■	<p>練習につきましては、原則、他の利用者との公平性を担保する観点から、テニスの団体だけを優遇することはできません。</p> <p>なお、施設予約については、来年度分の抽選予約から施設予約システムを導入する予定です。</p>
4	<p>体育協会に属する協会は、年間計画での優先確保をしていただきたい。早い時点で年間計画に入れて確保していないと対外的な計画も立てられなくなる。</p>	□	

使用料に関するもの

整理番号	意見の概要	採否	採否の理由
1	<p>第一運動公園のテニスコート利用料金について、テニスについては個人利用という認識で、認定団体は設けないのか。</p> <p>テニス以外の他の種目のスポーツにおいても、認定団体というのは、その団体の加盟者の氏名と住所をあらためて確認して提出しなければならないということか。</p> <p>第一運動公園のテニスコート利用料金について、個人利用だけでなく団体利用するので「認定団体とその他」の区分を設けてほしい。</p>	○	<p>テニスについて、「認定団体」を追加します。</p> <p>認定団体の認定の際には、加盟者の住所の確認は必要となります。</p>
2	<p>受益者負担という言葉は、その施設の使用で事業を展開し利益を得ている場合に使う用語である。施設使用料は、受益の見返りというより、使用による施設の減耗や修理、改善の費用の一部に充当されるために使われるものであって、受益者負担という言葉はこのような施設使用に関して使用すべきではない。施設使用料が使用に際して支払可能な妥当な金額なのか、再度検討すべきである。それには市議員等にも十分な検討を求めたい。</p>	▲	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、本市では、「逗子市受益者負担検討委員会報告書（平成10年3月）をはじめ、2011年～2014年の行財政改革基本方針の「受益者負担の適正化」の考え方の下、施設使用料（減免制度の原則廃止を含む）や一般廃棄物手数料等につき聖域を設けず検討することとなり、検討結果について、平成25年12月14日、「施設使用料等の見直しの考え方について」市民説明会を開催しておりますので、ご参考までお伝えいたします。</p>

その他

整理番号	意見の概要	採否	採否の理由
1	<p>池子の森自然公園の400メートルトラックの芝養生期間について、もう少し短縮できないか協議してほしい。利用できる期間に制限がありすぎる。</p>	▲	<p>芝の養生期間については、協定に向け米側と調整を行ってきた内容であり現時点での変更はできません。</p>
2	<p>（池子の森自然公園の400メートルトラックについて）芝の養生期間を、従来の6月～8月としてほしい。</p>	▲	

3	第一運動公園の駐車場の利用について平日は8時30分の開場だが、4月～8月の土日祭日は7時45分開場となっているのを全て7時45分から開場してほしい。	○	
4	第一運動公園の運動施設の土日祝日の利用時間について、午前8時から午後6時の長い時間の利用を4月から8月ではなく、9月までにしてほしい。	▲	第一運動公園の駐車場の利用時間の延長について、第一運動公園の運動施設の利用時間について、利用時間の延長については、今回の条例改正に対するご意見とは別に、ご要望として承ります。
5	テニスコートについて、通常の開場時間は9時～17時となっているが、4月1日から8月31日までの土日休日については8時～18時となっている。これを平日にも適用してほしい。	▲	
6	今回の条例改正がなぜ必要なのか、市の財政状況の説明をしてほしい。	—	
7	池子の森自然公園の維持管理料を市が負担するのはおかしい。	—	<p>使用料の減免制度に関するもの1～6に対する回答と同じです。</p> <p>なお、市の財政状況、市長の二期目の所信表明、行財政改革基本方針（2011年～2014年）は、市のホームページでご覧いただけます。</p> <p>当該公園用地は、国が米軍へ提供している土地という性格を残したまま、市が公園として使用するもので、市は米軍から付される条件等にもとづき、公園の維持管理を行うこととなります。</p> <p>こうしたことから、本共同使用においては公園の維持管理にかかる費用については、全て逗子市が負担することとされているものです。</p> <p>（交渉においては、そうした前提の元で、市民の使用枠を確保するなど、できるだけ市民が使いやすい公園となるよう協議しています。）</p>
8	池子の森野球場は、市内に硬式野球ができる球場がないという事実を勘案し、少年硬式野球専用としていただきたい。 専用が無理であれば硬式少年野球の活動が継続できるように学校校庭の利用可能性について検討してほしい。	▲	<p>池子の森自然公園野球場の共同使用は、市民の皆様に平等にご利用いただける球場とさせていただきます。</p> <p>学校の管理は、原則、学校長となりますが、校庭での硬式野球の利用については、設備面から現状においては難しいと考えます。</p>
9	米側の専用使用枠について、純粋に米側が使用するならよいが、逗子の1団体が米側の一人・二人をメンバーとして入れて米側専用使用枠で使用するようなことなどの無いように公正にできるようチェックしてください。	■	<p>共同使用では米側の運動施設の使用について、これまでと同様の使用を確保することとされていることから、米軍側から予約が入れば、日本人のメンバーが多いという理由で拒むことはできません。</p> <p>共同使用開始後の状況をふまえ、必要な場合には米軍側に申し入れる等の対応をしていきます。</p>

10	池子の森自然公園は、制度としては都市公園に分類される。都市公園と自然公園は別立てであり、池子の森は自然度が高く、自然公園に指定されるべきものである。	▲	ご指摘のとおり、池子の森自然公園につきましては、名称は自然公園としていますが、都市公園法上の公園です。なお、自然公園法上の自然公園は、国立公園、国定公園及び県立自然公園となっており、市では自然公園を指定することはできません。
11	自然公園が都市公園に含まれると、自然を尊重する点が真剣に考えられるのかへの疑問が生じる。運動施設として使用する部分は池子の森運動公園、それ以外の部分を池子の森自然公園と区分するべきである。	□	概ね運動施設部分を池子の森自然公園、それ以外の部分を池子の森緑地として設置し、現在の自然を極力変えないことを基本方針としています。なお、市では当該公園区域において、現在、動植物の生育・生息状況の現地調査を行っており、この結果を踏まえて今後の整備・管理の基本的方針を検討していきます。
12	運動施設以外の部分を将来的には三浦半島自然公園の一部とすることが可能であるよう自然の保全・保護に努めるべきである。	■	神奈川県では、平成18年に「三浦半島公園圏構想」を策定し、自然の保全・再生・活用を図ることで、半島全体を魅力ある公園のような空間としていくことを目指しています。 池子の森自然公園周辺一帯も、この三浦半島公園圏構想の一部として位置付けられていることから、自然の保全・保護については十分配慮していきます。
13	自然の保全・保護をないがしろにするようなことがあってはならない。自然破壊がないようするため、徹底した施策を望む。	■	現在の自然を極力変えないことを基本方針としていますが、市では当該公園区域において、現在、動植物の生育・生息状況の現地調査を行っており、この結果を踏まえて今後の整備・管理の基本的方針を検討していきます。
14	かつて逗子市とその周辺は、現在と比較にならないほどの野草が自生し、それらの花を観賞することができた。それらが減ったのは主に乱獲や開発によるものであろう。植物のみならず昆虫や岩石などの保全・保護のための自然保全保護条例が望まれる。また、これを契機に逗子市教育委員会が自然の保全・保護に関し一層研究、啓発に努めることを期待する。	■	現在の自然を極力変えないことを基本方針としていますが、市では当該公園区域において、現在、動植物の生育・生息状況の現地調査を行っており、この結果を踏まえて今後の整備・管理の基本的方針を検討していきます。 また、本市では自然環境保全法による自然環境保全条例は制定しておらず、自然環境を保全していく旨を理念的に規定した環境基本条例を制定しています。